

経済産業省「地球温暖化対応のための経済的手法研究会中間報告（案）」に対する意見

2008年7月9日  
日本弁護士連合会

福田首相は、6月9日、いわゆる福田ビジョン（「低炭素社会・日本」をめざして）において、「今年秋に、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、すなわち実験を開始する」ことを発表した。その後、6月26日に、経済産業省「地球温暖化対応のための経済的手法研究会中間報告（案）」が公表され、パブリックコメントに付されている。

同中間報告（案）に例示された現時点での試行案の骨子は、「今秋に多くの業種・企業が参加」するには、「自主行動計画制度の枠組みとの整合性を図」る必要があるとして、個々の企業等が温室効果ガス削減目標を自主的に設定、エネルギー効率（原単位）改善を目標指標とし、同取引制度への参加は個々の企業等の任意とするものである（以下「本案」という）。

しかしながら、本案の内容及び手続には、以下のとおり、重大な欠陥がある。危険な気候変動を真に防止するためには、大規模の産業・電力部門事業所及びこれと同レベルの業務事業所・運輸事業者等の大規模排出源に対し、総量において排出上限枠を設定して取引を認める排出量取引制度（義務参加型キャップアンドトレード型排出量取引制度）の早期導入が必要であり、そのための試行がなされるべきである。

1．本案は排出量取引制度とはいえず、温室効果ガス排出削減の実効性を欠く。

我が国では、温室効果ガス削減は遅々として進んでおらず、京都議定書第1約束期間の目標達成が危ぶまれる状況にある。かかる状況の中で、CO<sub>2</sub>総排出量のうち直接排出で約68%を占める大規模産業・電力部門及びこれと同レベルの業務事業所や運輸事業者からの排出について、個々の排出源に排出上限枠を設定することによって、一定の排出量を確実に削減する国内排出量取引制度を本格導入していくことは、重要かつ緊急の課題である。

しかしながら、企業等が自ら目標指標を選択し、かつ目標数値を設定するという本案のもとでは、当該企業等の都合で指標が選択され、あるいは目標値が設定されることは避けられない。これでは、温室効果ガスの総量管理の機能を全く果たさないし、省エネルギーや低炭素社会実現のための技術開発の動機づけともならない。

また、エネルギー原単位改善を指標とすることを許容すれば、たとえエネルギー原単位が改善したとしても、生産量が増加することで温室効果ガス排出総量は増加しかねない。

さらに、本案では、EUで実施されている排出量取引制度及び米国で導入が検討される排出量取引制度とのリンクは困難である。

前記経済産業省中間報告（案）によれば、本案による試行の経験をふまえて本格導入の検討・検証を重ねるとしているが、試行の意味がないだけでなく、後に本格実施される制度を歪めかねない。

2．パブリックコメント期間として不十分である。

本案は2008年6月27日に公示され、意見公募期間は、同年7月10日までのわずか2週間弱でしかない。これは、本件のような重要施策に対して多数の国民意見を反映させる手続として、極めて不十分である。

以上